

建設業の時間外労働の上限規制に関する説明会を開催します！

令和6年4月1日から、時間外労働の上限規制の適用が猶予されている建設業に対しても、上限規制が適用されます。改正まで残り数か月となりました。

今回の改正では、**「時間外労働・休日労働に関する協定届」(36協定届)の様式が変更されます。**

埼玉労働局・労働基準監督署では、建設事業者の労務管理担当者等を対象として、時間外労働の上限規制の内容を中心とした説明会を下記の日程で開催いたします。

変更後の36協定の内容、留意事項等についてもご説明いたしますので、建設事業者の皆様にはぜひこの機会にご参加いただきますようお願い申し上げます。

また、労働基準監督署の管轄に関係なくご参加いただけますので、ご自由にお申し込みください。

説明会会場、申込方法等、詳細は、埼玉労働局ホームページをご覧ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/news_topics/event/20230725-01.html



開催労働 基準監督署	令和5年 12月	令和6年 1月	令和6年 2月
さいたま	12月22日	1月25日	2月9日
春日部	12月19日	1月30日	
所沢		1月23日	

開催時間は、いずれも14:00～16:30となっております。

本説明会は、厚生労働省が株式会社東京リーガルマインドへ委託し、実施しております。申し込みは、上記埼玉労働局ホームページから、株式会社東京リーガルマインド『時間外労働の上限規制説明会専用ホームページ』に移動いただき、お申し込みください。

なお、お申込み時、説明会の案内文が届いていない事業場様は、「参加申し込み」画面で、「申込ID」に「9999 R9999 9999」(「R」は入力済み)を登録ください。

担当 埼玉労働局労働基準部監督課
電話 048-600-6204